

## 公募等プロポーザル方式による技術又は企画提案書審査会設置要領

〔農企第 542 号〕  
〔平成25年5月1日〕

### （設置目的）

第1条 「公募等プロポーザル方式による技術又は企画提案書提出者の参加資格審査委員会設置要領」に基づく技術又は企画提案書を審査するため、沖縄県農林水産部内に技術又は企画提案書審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### （適用範囲）

第2条 沖縄県農林水産部が公募等プロポーザル方式により発注するすべての委託業務に適用する。但し、本庁主管課が実施する業務のうち予算額5百万円未満の業務は除く。

### （審査会の構成）

第3条 審査会は会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、業務を執行する課を担当する統括監とする。

3 委員は、「公募等プロポーザル方式による技術又は企画提案書提出者の参加資格審査委員会設置要領」第3条(3)に基づき、実施業務ごとに選定し、別紙（様式1）により名簿を作成するものとする。

4 委員は原則として4名とする。

5 会長は、審査会の会務を総括する。ただし、会長にはやむを得ない理由があると認められたときは、会長の指名する者がその職務を代理する。

6 委員にやむを得ない理由があると認められたときは、会長の承認を得た上で委員の指名する者がその職務を代理することができる。

### （審査会の運営）

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 会長が必要と認めた場合は、構成員以外の者を審査会に出席させ意見を求めることができる。

### （審査会の職務）

第5条 審査会は、各提案者から提出のあった企画提案書を評価し順位を決定する。

### （審査会の任期）

第6条 審査会は、前条の職務を遂行したときに終了する。

### （事務局）

第7条 審査会の事務は、業務を執行する課が行う。

### （その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要事項については会長が定めるものとする。

**附則**

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

**附則**

この要領は、平成26年4月14日から施行する。

様式1 ( 提案書を評価する会長及び委員 )

企画提案書審査会

業務名 : \_\_\_\_\_

構成	役 職	氏 名	委員選定理由
会長			
委員			
委員			
委員			
委員			

委員選定の理由を明記すること。